# 練馬区地域福祉計画推進委員会 令和3年度第1回権利擁護部会

- 1 日時 令和3年11月15日(月)午前10時~11時30分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 19 階 1905 会議室
- 3 出席者 【委員】

飯村部会員、瀬谷部会員、上山部会員、石川部会員、柿島部会員、横井部会員、酒井部会員、河島部会員、(以上8名)

## 【区出席者】

福祉部管理課長、障害者施策推進課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、保健予防課長、地域福祉係長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
- (1)部会員自己紹介
- (2)部会長および副部会長選出
- (3)練馬区地域福祉計画推進委員会について
- (4)練馬区地域福祉計画取組状況報告について
- (5)令和3年度の取組について
- (6)開催スケジュールについて
- (7)次回の日程

事務局 それでは定刻となりましたので、これより練馬区地域福祉計画推進委員会令和3年度第1回権利擁護部会を開催いたします。部会長が選出されるまでの間、事務局が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。はじめに福祉部管理課長より、ご挨拶申し上げます。

管理課長 本日はお忙しい中、練馬区地域福祉計画推進委員会 権利擁護部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日頃より練馬区の福祉行政にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

区は、「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」を目指し、令和2年3月に地域福祉計画を策定いたしました。地域福祉計画の中の施策5「権利擁護が必要な方への支援を充実する」については、成年後見制度利用促進基本計画として位置づけております。認知症の方、障害のある方など、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や、事業を利用しやすいものに整えることを目標に、中核機関として位置づけられている社協さんとともに、様々な事業を進めており、その内容を計画に盛り込んでおります。

この権利擁護部会は、練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱に基づいて設置されて おり、本日は期が改まってからの第1回目となります。

計画の更なる推進を目指して、権利擁護に関連する事業について、皆様それぞれのお

立場から率直なご意見をいただきながら、権利擁護センターとともに必要とする方への 支援を充実させていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、部会員の方の出席状況についてご報告いたします。現在8名の部 会員の方にご出席をいただいております。

また、本日の会議は公開となっております。会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にメール等でお送りいたしますので、確認をお願いします。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。

## (資料確認)

管理課長 それでは、会議の次第に従い進めさせていただきます。次第の1「部会員 自己紹介」でございます。

部会員の委嘱につきましては、本日委嘱状を机上にてお渡ししております。部会員の 任期は、本日より令和5年3月31日までです。

続いて部会員の紹介ですが、お手元に委員名簿を配付しております。期が改まって初めての部会となりますので、自己紹介ということで名簿順にお名前等お願いします。

### (部会員自己紹介)

皆様ありがとうございました。次に、本日出席している区職員を自己紹介させていた だきます。

### (区職員自己紹介)

続いて次第の2番「部会長、副部会長の選出」をお願いします。

事務局としましては、部会長を学識経験者の部会員にお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### (異議なし)

それでは、異議なしということでよろしくお願いいたします。

次に、副部会長の選出ですが、事務局としましては、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の三士会を代表して、司法書士会の部会員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

#### (異議なし)

それでは、異議なしということでよろしくお願いいたします。

ただいま正副部会長が決定されました。それでは、改めてご挨拶をいただきたいと存 じます。

部会長 この部会は、自己紹介をいただきましたように、多様な方たちからご出席いただいております。社会福祉の様々な制度は、いまだに縦割り・対象別になっており、法律が元々そのようになっている部分もあるのですが、この権利擁護の話は、共通する横断的な課題もたくさんあろうかと思いますので、ぜひこの部会で闊達に議論ができたらいいなと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

副部会長 今、国の専門家会議で、いよいよ12月15日あたり、来期からの利用促進基本計画が新しくなるというこの時に、練馬区がどういう形で進んでいくのかしっかりと 見極め、サポートしながら皆さんのお役に立てればと思っておりますので、どうぞご協 力をよろしくお願いいたします。

管理課長それでは、ここからの進行は部会長にお願いいたします。

部会長 それでは、次第に沿いまして、議事を進めてまいります。まずは、3番「練 馬区の地域福祉計画推進委員会について」事務局からお願いします。

事務局 資料2「練馬区地域福祉計画推進委員会について」をご覧ください。

1、推進委員会について。この権利擁護部会の親会となる推進委員会については、計画の策定および進捗管理を行うため、公募区民の方や地域団体の方、福祉関係団体の方、 それから学識経験者の方等を構成員として設置いたしました。

推進委員会では、取組の進捗状況の確認・課題の検証等を行う等、計画の進捗管理を 行っていただき、計画策定時には、計画内容について検討、その結果について区長に提 言を行います。専門的事項を検討するため、推進委員会に福祉のまちづくり部会および 権利擁護部会を設置いたします。第4期の委員の任期は、令和5年3月までの2年間と なります。

2、部会について。推進委員会の下部組織として、福祉のまちづくりの推進に関する 事項については「福祉のまちづくり部会」、成年後見制度の利用促進を中心とした事項 については「権利擁護部会」が担当していきます。部会で協議した結果は、推進委員会 に報告いたします。

下の の表に、推進委員会、親会と部会の所掌事項をお載せしております。この部会 の親会になる推進委員会については、施策 1、2を担当します。施策 3、4を福祉のま ちづくり部会、施策 5を権利擁護部会が担当します。

裏面をご覧ください。3番、今後2年間のスケジュールです。こちらの資料は、親会と同じ資料を用いまして説明いたします。第1回が令和3年11月5日とありますが、こちらは親会を5日に開催しております。部会は本日11月15日が第1回となります。今後、令和3年12月に各部会の報告を、書面にて親会に報告をいたします。第2回を来年3月中旬に予定しております。その後、令和4年度中に2回の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。資料2の説明は以上です。

部会長 ありがとうございました。地域福祉計画自体が、かなり幅広い事項を取り扱う計画になりますけれども、その中で練馬区の場合は、障害がある方もない方も、様々な方たちがまちをどううまく使っていけるか、ハード・ソフト両面を検討する福祉のまちづくり部会と、私どもの権利擁護部会の2つの専門部会があって、その両部会を回しながら親会が機能するというご説明だったと思います。何かご質問やご確認はおありでしょうか。

#### (特になし)

では、続きまして「練馬区地域福祉計画取組状況報告について」お願いします。

事務局 資料3をご覧ください。こちらは現行の計画に位置づけました60の事業の中から、施策5の事業を抜粋したものになります。事業担当部署による令和2年度の評価や実績、課題、それから令和3年度、4年度の取組予定をまとめたものになります。

まず、左上の表 令和2年度評価結果をご覧ください。こちらは計画全体の5つの施 策、60の事業の令和2年度評価結果になります。「A+」が計画以上に進んだ、「A」 は概ね計画どおり、「B」は遅れや修正が生じたという評価内容になります。

評価結果は「A+」計画以上に進んだという事業はございませんでした。評価結果「A」が54事業、こちらが概ね計画どおりに進んだ事業となります。評価結果「B」遅れや修正が生じた事業は、施策1で3事業、施策4で6事業ありました。いずれの事業も新型コロナウイルス感染症の影響で、事業や活動が中止となった事業でございました。施策5は、11事業全て概ね計画どおりの結果になりました。

続いて、右側の表、令和4年度以降の方向性をご覧ください。充実させていく事業が17事業、継続が46事業、縮小、統合、廃止する事業はございませんでした。施策5は、充実させていく方向の事業が8事業。継続していく事業が3事業でした。

続いて、その下から始まる横長の表をご覧ください。一番左側から事業番号、事業名、令和元年度末の現況、事業目標、こちらまでが計画の方に書かれている内容を転記しております。令和2年度の欄から令和4年度以降の部分を、計画に位置づけられた事業の担当課から回答を得て、まとめたものになっております。

それでは、事業番号50番からご説明します。まず、50番は制度利用促進の中核となる機関の設置になります。中核機関については、令和2年度に練馬区社会福祉協議会の権利擁護センターを運営主体として設置いたしました。中核機関では、成年後見制度の相談支援やネットワークの構築、周知啓発等、制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関となります。令和2年度の実績としましては、利用促進協議会を5回開催いたしました。課題としましては、中核機関の役割の周知、相談機能の強化としています。令和3年度は、専門職や関係機関との連携強化、令和4年度以降もネットワークの構築等、利用を促進するための取組を充実させていくとしています。

事業番号51番、地域で連携して支えるネットワークの構築。令和2年度は、ねりま地域ネットワーク連絡会が書面開催となりました。検討支援会議は、東地区、西地区と合わせて9回実施。課題につきましては、ネットワークの強化が必要であることから、令和3年度は、連絡会の参加者の拡充や検討支援会議の充実、令和4年度についても、検討支援会議の更なる充実に向けて、関係機関と連携を図っていくとしております。

続きまして、事業番号52番、成年後見制度の周知・啓発です。事業目標としては、区が行う高齢者基礎調査で認知度60%としています。令和2年度は、先ほどお配りいただきましたパンフレット改訂や、ねりま区報、ホームページを活用した相談窓口や事業内容の周知。職員向け勉強会や区民向け講演会を21回実施いたしました。令和3年度以降も引き続き地域包括支援センター等関係職員向けに講演会を実施し、対応力の向上を図る、また区民向けの講演会の充実を図っていくとしています。

続いて、事業番号53番、社協等による法人後見の実施です。後見人の選択肢を増やすため、社協において法人後見を実施しております。また、制度の利用促進に向けて活動されているNPO法人の支援を行っております。令和2年度につきましては、法人後見受任に向けた調整を2件行いました。また、NPO法人と共催で講演会を実施したり、講師の派遣を行う等法人への活動支援を行いました。課題としては、体制整備と課題の整備です。

令和3年度の取組については、マニュアルの作成や整備、NPO法人と課題を共有し

ていくこととし、令和4年度も受任要件の周知、NPO法人との懇談会を継続して実施していくとしています。

続いて、事業番号54番、市民後見人の養成と支援。区民が市民後見人として活動できるように、養成研修を実施しております。また、市民後見人をバックアップするため、後見監督業務を担っています。令和2年度の取組実績は、市民後見人養成研修修了者累計61名。受任件数累計24名となっています。課題については、活動意義や受任要件の周知が必要。令和3年度は、関係機関や専門職の方と受任について調整していく、また養成研修のプログラムを充実させることとし、令和4年度に向けては、市民後見人活用に向け、取組を強化していくとしています。

続いて、事業番号55番、親族後見人等の支援です。令和2年度の取組としては、「ねりま後見人ネットだより」の発行と個別支援の実施。令和3年度、4年度についても、取組を継続して、親族の方が安心して制度を利用できるよう、利用相談、利用申立の支援等を行っていきます。

続きまして、裏面、事業番号56番、地域福祉権利擁護事業等の実施です。この事業は、認知症状のある高齢者や障害のある方が適切なサービスを選択し、利用するための手続や、日常的な金銭管理を支援する事業になります。令和2年度は、地権事業利用者159名、財産保全・手続き代行サービス利用者30名でした。課題としましては、複合的な課題がある困難ケースへの対応と制度の周知。令和3年度については、地域包括支援センター等と連携して、必要な方へサービスが届くよう連携を強化していく、また制度の周知を図っていく。令和4年度も制度の周知と相談体制の充実を図っていくとしています。

続いて、事業番号57番、生前の安否確認と死後の費用補償です。高齢者在宅生活あんしん事業。こちらは見守り、配食、緊急時の駆けつけサービスを一体的に提供するサービスになります。令和2年度の登録者は1,921名。地域包括支援センター職員による「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業等」により増加傾向にあります。葬儀・家財処分生前契約費用補助件数は3件でした。課題としては、在宅生活あんしん事業の緊急通報システムで、事業者、地域包括、区の迅速な対応が必要であるということ。また、生前準備について広く啓発していくことが必要としています。令和3年度は、セミナー開催や「はつらつライフ手帳」を活用した生前準備の啓発。令和4年度以降も継続して取り組んでいくとしています。

続いて、事業番号58番から60番は、その他の取組項目となります。58番は成年後見制度に関する講演会・勉強会です。令和2年度は21件実施いたしました。

事業番号59番は、専門相談・法律相談の実施です。令和2年度は、弁護士・司法書士の方による無料相談を54件。令和4年度以降は、地域に出向いた相談会を実施していくとしています。

最後、60番は成年後見人に対する報酬助成。令和2年度は52件。低所得者への助成の 基準の設定が課題となっております。説明は以上になります。

部会長 ありがとうございました。色々と包括的なものもありますし、多様な取組が 報告されております。

この令和2年度の評価の結果と、令和4年度以降の方向性は、それぞれ評価の基準が

違っていたり、A+が入っていたり、方向性の方はAからEまでと若干異なっているので分かりにくいところもあろうかと思いますが、非常にまとまった資料を作っていただいたので、皆さんご理解いただけたかなと思います。何かご質問等はおありですか。

副部会長 練馬区に確認したいのですが、事業番号53番、社協等による法人後見の実施に関して、課題の整備が必要だということと、令和3年度の課題を共有したというご報告があったのですが、具体的な課題は何があると認識されているのでしょうか。

管理課長 NPO法人の後見受任に関しては、なかなか実績がないため受任が難しいところもあり、そのバックアップを例えば社協さんにお願いできないか、そのような課題があるという認識です。

法人後見を行うとなると、長期的に被後見人と関わることになりますので、体力的な部分やノウハウ的な部分のバックアップ、また実績がないとなかなか受任できない、そのような課題があるので、クリアしていくためにどうしていくのか整理する必要があると認識しているところです。

副部会長 ありがとうございます。この話は、結局どのようなNPO法人を選ぶべきかという部分が非常に重要になってくると思いますので、できれば課題の中にそういった検討も入れていただけるとありがたいと思いました。

部会長 この件に関連して、練馬区としては、法人後見の実績がある団体や意向として、法人後見をやっていこうという団体が区内にどの程度あるのか把握状況はどうなっていますか。

管理課長 区としては、そのような団体がNPO法人では2つあるという認識です。 部会長 法人として、全面的に後見と旗を揚げているところが全てではないですけれ ども、意外に法人の中で受任をどうしようか考えている団体は、当事者団体、家族会の 中にも幾つかあるように伺っていますので、そのあたりの情報収集と、どういう課題が あるのかということは、区でも積極的に団体と関係性をつくったり、必要な情報を互い

部会員 NPO法人成年後見制度推進ネットこれからですが、法人後見については、 法定後見はまだ難しい、まずは任意後見をやろうと、確か5年前ぐらいですが、定款を 変更して法人後見ができるようにしました。

に共有できるような取組があってもよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

その時、ちょうど法人後見をやってもらえないかというお話をいただいていたので、 その方ができるように体制を整えて始めたというのが最初になります。

具体的に言いますと、メンバーの中で担当者を決めて、2名以上でやることにしています。身上保護と財産管理ですが、メンバーに社会福祉士もおりますし、そうでない者もいますが、担当者間や事務局内で情報共有をしながら進めるという形でやっております。

今まで計5件、現在2件受任中で、ご相談も時々いただくのですが、マンパワーの関係で難しい状況です。一緒にやってくださる方を募集してはいますが、後見に関わるとなると誰でもいいわけではないので、すぐに人を増やすのは難しいと考えています。

区の方から、後見受任に向けた課題の整理やNPOとの連携というお話がありましたが、あまり実感としてはないです。社協さんとは講師派遣等、相談にのっていただくこ

とがあるのですが、区では、個別具体的な案件があった時に、親身に相談にのっていた だける場合もあれば、「そちらでやってください」的なこともあると感じております。

もう1つのNPOさんもあるので、NPO同士で情報交換をしながらやっていきたいという思いはありますし、それぞれの役割は多少違うかと思っています。この秋も、両団体で連続講座に取り組んでいますが、もう1つの団体さんは後見制度について一般の方へ周知、家族でやりたいと思っている方に対する講座と認識しています。私どもの団体は、ある程度後見をご存じで、現場の方がもっと具体的なことを知りたい、悩みや困ったことがあって解決できる、そういう意図を持って企画をさせていただきました。ただ、実際にはご家族で後見人になっているけれどももっとよく知りたいとか、地域包括の方も参加してくださっていますので、皆さんのアンケートを見ながら考えながらやっております。

部会長 ありがとうございます。様々な問題があるのですけれども、NPOにもいるんな特色がある、ここは大事なところかと思うのです。そういう情報収集も、ぜひ区でもお願いしたいということと、緊密な連携ということで、お互いに知り合うところからという部分もあろうかと思いますので、ぜひ継続してと思っております。

部会員 社協の53番ですね。社協による法人後見の実施というところで、令和2年度、 受任に向けた調整2件と書いてあるのですが、受任に向けた調整をして、受任されたと いうことでしょうか。

管理課長 令和3年度、受任に至ったと伺っております。

部会員 2件ともですね。

管理課長はい。

部会員 60番の成年後見人等に対する報酬助成ということで、助成が52件で、生活保護受給者以外の低所得者への助成のあり方というのが、これはあり方をまだ検討するということになっているのですよね。所得が低い人が後見人をつけようとした場合は、区が補助してくれるという理解でよろしいのでしょうか。全額とか規定はあるのですか。

事務局 報酬助成につきましては、今現在も生活保護を受給されている方、受給していなくても低所得の方に対して、補助助成は行っています。助成金額は、月額2万円を上限としています。

部会長 ここは方向性がBになっているので、何となく気になるところです。多分こういうものは進めた方がよりよいのではないかと個人的に思います。ほかの部会員はいかがですか。

部会員 NPO法人同士の連携がなかなか難しいというのは、NPO法人同士の横の つながりがなかなかなくて、社会福祉協議会とのつながりの中でお顔がわかったりする ことがあるので、交流会のような形ができるともう少し情報が共有できるかなと感じて います。

部会長 区ではどこのセクションでもNPOとの連携という課題はあるかと思うので、 横断的なこういう機会等で、もう少しチャンスをつくっていただけたらいいのではない かと思います。

部会員 市民後見人の養成が順調に進んでいるとのことですが、令和2年で修了した

のが累計61名、受任が24名で、この差が40名近くあるのですけれども、せっかく研修を受けて受任に関われないというのは少しもったいないような気がします。

ただ、監督人を社協が担わなければならないということもあるかと思いますので、市 民後見人さんをうまく活用していく方法を考えているのか、お聞きしたいと思いました。 部会長 まず、区の方からお答えいただいて、後で社協の方にも伺います。

管理課長 修了された方は61名いらっしゃるけれども、マッチングの問題等色々な課題があって、なかなか受任に結びついないという点が課題と考えています。

なかなか難しいところではあるのですが、様々ネットワーク会議等も行っておりますので、そういった中で受任調整についても考えていけたらと思います。

利用を促進できる方策については、社協さんと連携して今後も考えていかなければいけないと考えているところです。

部会長では、社協の方からお願いします。

部会員 もったいないというお言葉は私どもも思っていて、法人後見をやっている方に対して、法人後見支援員なるものになっていただきたいとか、ご本人が活躍する場を色々と考えてはいるのですが、区長申立が少ない。要は、高齢者支援係が中心になって申立をしていた時代から、地域包括支援センターに広がった時に、受任件数が減ったのです。

多分、高齢者支援係はきちんと後見制度をわかっていて、この場合どちらでやった方がいいか振分けができたと思うのですが、地域包括支援センターは色々な法人がやっているということもあって、ご理解いただくのに時間がかかっているかと思うのですね。法人によって成年後見人に対してうまくやっているところもあれば、なかなか権利擁護がわかっていなくて、全てほっとサポートねりまにご連絡いただくような状況もあったりして温度差があるので、まだまだ受任に至らない。

こちらも、区長申立でそのまま市民後見人ができるような体制ができたらいいなとお願いしているのですが、それができていない状態です。やる気のある皆さんにどのような形で地域貢献をしていただくか、色々な形でお願いはしているところです。

部会長 組織の変更もあったようですが、高齢者支援課から何か補足があれば。

高齢者支援課長 新たな部会員の方もいらっしゃるので、改めて構造についてお話します。今区内には4つの福祉事務所、練馬、光が丘、石神井、大泉があり、そこに高齢者支援係があって、さらに細かい地域に25か所の地域包括支援センターがある。そこが連携をしていく形になっております。

その体制が平成30年度からスタートしています。第一義的にお困りごとは地域包括支援センターで吸収し、必要な支援につなぐ。場合によっては、4か所の高齢者支援係と連携する。地域包括支援センターは何かの権限を持っているというよりは調整役という性質が強いので、例えば成年後見のような問題は区の福祉事務所と連携して、支援をする団体さんと話をしていきます。

その中で、なかなか区との連携が十分ではないというお話があったと思います。

現状を申すと、地域包括支援センターは医療介護関連の相談に忙殺されてしまっているという状況にあります。2025年問題が目前で、特に高齢者のボリューム、特に前期高

齢者より後期高齢者のボリュームが多い中で、医療介護の問題にかかりきりの状態が現実的にはあるのですけれども、そうはいっても権利擁護の問題は切り離せない。認知症の方も増えている中では、取り組んでいかなければならない問題ですので、もう少しブラッシュアップしていかなければいけないと考えています。

今回、52番においても関係職員向け勉強会をやっていますというお話をさせていただいております。現場では、地域包括の職員が勉強を重ねて、正しいところにつなげていく能力を上げていかないといけないということで対応させていただいています。こうした取組は、福祉事務所も含めて呼びかけていって、関係団体との連携を構築できるようにしていきたいと考えております。

部会長 ありがとうございます。地域包括ケアは理念としては本当に素晴らしいのですが、特に地域包括支援センターのところは様々な業務を包括的にやらなくてはいけないという人員体制も含めてかなり厳しい現実もあるわけです。これは必要な方たちにきちんとその制度に結びつけていくというところでは、非常に大事な部分かと思います。市民後見人の数が増えていかないという部分は、家庭裁判所の関係もあるわけですけれども、全体的な国の動き等コメントやご意見がありましたら。

副部会長 全体的な動きではないのですが、東京都の会議や社協の会議に出る機会が増えたので、どこに行っても市民後見人の受任ケースが少ないと言われます。市民後見人の研修受講者のモチベーションを維持するのに苦労されている行政がたくさんあるのですよね。

練馬の場合は早いうちから養成に関わっていたので、その問題も根深いということも あるかと思います。

私も外から見て、社協さんが一生懸命工夫をして、市民後見人の研修受講者のモチベーションを何とか維持しようとしている、働く場所をつくろう、そういう努力はすごくよく見えるのです。ただそれにも限界があるので、区もしっかりと状況を把握して、何らか手を打っていくということも必要かと思います。

課題解決型で専門職を使うという形で市民後見人につなぐ。私も何件か市民後見人に リレーしているケースがありますが、専門職後見人と市民後見人の役割はかなり違うの ですよね。役割分担という形で、地域包括の方々も認識していただいて、ある程度課題 が解決できたら市民後見人へという流れが、練馬区モデルとして出てきたらうれしいな と思います。

部会長 ありがとうございました。多様なスタイルがあるということですが、各機関があまり排他的にならないよう相互に協力をしないとリレーケースも含めてできないということだと思いますので、その点は引き続きよろしくお願いします。他はいかがでしょうか。

部会員 事業番号57の、葬儀・家財処分生前契約費用補助というのが、他の自治体でも聞いたことがないので、これはどういうシステムのものなのかお聞きしたいということと、もし費用の助成だけであれば、どのくらい実際に契約するところまで自治体が関与されているのか教えていただければと思います。

高齢者支援課長 57番は、2本立てになっていまして、一つは高齢者在宅生活あんし

ん事業です。今、高齢者が16万人いらっしゃるのですけれども、単身高齢者が非常に増えていまして、そういう方々が日常の生活の安心を得られるようにするために、緊急通報システム等を導入しようというのが一つ。

もう一つ、その安心した生活の後のステップなのですが、単身で亡くなると周りの方がお困りになるので、事前準備をしておく、その2本立てになります。

2つ目の方ですが、葬儀・家財処分生前契約補助というのは、具体的には東京都の外 郭団体である東京都防災建築まちづくりセンターというところが、死後の事務を行う事 業を行っています。生前に預託金をお預かりして、お亡くなりになられた時に、事務執 行してくれるサービスがあるのです。

ただ、預託金とは別に事務執行の初期手数料が5万円ぐらいかかるので、半額補助という形でスタートしました。ただ実績としては3件でなかなか伸びなかったというのが現実です。検証したところ、そもそも東京都のサービス自体使っている方がいないのです。なかなか高齢者に「死後どうするのか」と聞きづらい。葬祭業者へインタビューしたところ、現実的にそこまで考えている方がなかなかいらっしゃらない、先に葬儀屋を決めておくことは家族でもできない話で、正直全然伸びなかったのです。

そこで、令和4年度見込みについては、セミナー開催やはつらつライフ手帳を活用した生前準備という形に変えて継続しております。生前契約補助は一旦終了しておりまして、死後について予め考えていただくことが重要ではないかと考えました。はつらつライフ手帳は、65歳に到達した方全員にお送りするもので、これからも元気でお過ごしくださいということで、健康管理やフレイル予防が中心となっていますが、人生の先を考えていただくヒントとして、そのようなページを設けさせていただきました。葬儀の仕方やペットのお世話等考え方を整理していただく、啓発をまずは進めていかなければならないと考えています。

部会員 後見人等をしていても死後事務はなかなか悩ましいところがあったのでお聞きしました。わかりました。どうもありがとうございました。

部会員 はつらつライフ手帳というのは、すでに送られているものなのですか。

高齢者支援課長 65歳到達の方にお送りしています。一番広く啓発できる、一斉送付のものとしては有効かと考えています。また、始めたタイミングがありますので、既に到達していた方には、地域包括支援センター等窓口でご案内しています。そういったことも並行して進めております。

部会長 資料3は、ひとまずここまでということで、続きまして資料4のご説明を事務局の方からお願いします。

事務局 それでは、資料4-1から4-3について、先ほどの取組状況報告の内容と 重複する内容もありますが、施策5の中から3つの事業を取り上げてご説明させていた だきます。

まず、資料4-1は事業番号50番の制度利用促進の中核となる機関の設置となります。
1、事業内容。国の成年後見制度利用促進基本計画に定められた「中核機関」は、相

談支援、関係者によるネットワークの構築、周知・啓発等、利用を促進するための中心 的な役割を担う機関になります。練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサ ポートねりま」は練馬区における成年後見制度推進機関として、周知・啓発等を行っております。令和2年度からは、権利擁護センターが中核機関の運営主体として、区と協働しながら、練馬区における成年後見制度利用促進に向けて更に取組を進めてまいります。

令和2年度の取組。1つ目が、周知・啓発、相談支援についてになります。周知・啓発については、ねりま区報や社協だよりへの掲載やNPO法人と協働で区民向け講演会を開催し、制度の周知を図りました。相談支援については延1,861件の相談がありました。2つ目として、地域で連携して支援が必要な方を支えるため、専門職や関係機関がケース検討を行う検討支援会議を9回開催いたしました。3つ目として、支援体制の充実を図るため、専門職・行政関係者が参加して、ねりま成年後見ネットワーク連絡会を開催いたしました。また、利用促進協議会を5回開催いたしました。4つ目として、市民後見人養成研修。令和2年度末までの受任件数は24件となります。

令和3年度の取組。周知活動については、区民向け講演会や勉強会等を開催し、制度の周知普及を図ります。2つ目として、専門職や地域包括支援センター等による検討支援会議を毎月1回実施し、困難事例への支援方法の確認、支援後の経過報告、後見人等候補者の検討等を行い、必要な人を適切な支援につなげていきます。裏面をご覧いただきまして、ねりま成年後見ネットワーク連絡会については、第1回(8月開催)は書面開催となりましたが、引き続き開催を継続しています。また、利用促進協議会も定期的に開催していきます。4つ目が、市民後見人養成研修。受任要件にあてはまる場合は、受任に向けた調整を行い、活用に向けた取組を行っていくとしています。

続いて、資料4-2、事業番号53番、社協等による法人後見の実施。事業内容は、後見人候補者の選択肢を増やし、適切な後見人が選任されるよう、練馬区社会福祉協議会において、法人後見を実施する。また、ほっとサポートねりまが、制度の利用促進を目的に活動している区内NPO法人(特定非営利活動法人)等と定期的に情報共有や意見交換を行い、法人の活動を支援していくとしています。

令和2年度の取組。調整を2件実施。それから、NPO法人2団体と懇談会の実施。 勉強会へ講師派遣等を行いました。

令和3年度の取組としては、法人後見を開始した2件の後見業務を行っていく。また、 法人後見の受任が進むよう、福祉事務所等との連絡会で、要件の確認や周知を行ってい く。NPO法人等との懇談会、講師派遣を引き続き行っていく。それから、後見業務が 円滑に行えるよう、法人後見支援員の養成、マニュアルの整備等を行っていくとしてい ます。

続いて、資料4-3、事業番号56番、地域福祉権利擁護事業等の実施。認知症状がある高齢者や障害の方の福祉サービスを円滑に利用するための手続きや金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を実施していきます。また、高齢や障害、病気等により、金銭管理が困難な方を対象として、財産保全・手続き代行サービスを実施していきます。目標としては、令和6年度末で地権事業利用者188名、財産保全・手続き代行サービス50名となっています。

令和2年度については、地権事業利用者159名、財産保全・手続き代行サービス利用

者が30名となっています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問は控えることとなりましたが、電話等で利用者や関係者と連絡をとる等の対応を行っていただきました。また、区民や施設へのパンフレットの配布、ホームページを活用した周知、それから民生児童委員や地域包括支援センター向けに勉強会を実施しております。

令和3年度の取組は、事業の周知としてパンフレットやホームページの活用。生活支援員との協働による相談会の開催。勉強会への講師派遣等により、制度の周知を図る。 また、民生児童委員協議会や地域包括支援センターの地域ケア会議に参加して、情報交換を行う等連携を図っていく。

資料4について、ご説明は以上です。

部会長では、皆様からご意見やご質問を伺います。

部会員 ほっとサポートねりまで親族後見人への支援を行っていることがあまり知られていないのですが、親族で後見を受けたけれども、どうしたらいいのかわからないという相談が結構多いのです。それで後見人ネットだよりを出しているのですが、出していることもあまり知られていないので、こういう部分もお伝えいただければと思っております。

また、家族会との関係も、勉強会はよくやらせていただいているのですが、先ほど施設からも家族会や親の会で法人後見をという話があるということをお伺いして、そういう情報共有ができたらと思い、資料4 - 1にあるねりま成年後見ネットワーク連絡会を拡大していこうと考えています。

どうしても我々支援する側同士で横のつながりをつくろうとしてしまうのですが、そうではなくて、一番大切なのは利用する側の声を聞くという場面が必要で、その場がねりま成年後見ネットワーク連絡会なのではないかと考えています。残念ながら今年度は書面会議になり、やっと2月に開催する予定ですが、家族会や金融機関等にお声がけをしていこうと考えております。

先日、NPO懇談会を行ったのですが、NPOの方たちも将来的には法人後見をやれたらいいなと考えていますし、それをコーディネーションする、支えていくのが社協だと思っていますが、まだそこに至っていないので、お互いに力不足と力量を高めていくところだねとお話をしています。

そういう意味で、社協による法人後見2件という数字は非常に少ないといわれるのですが、金融機関の理解が厳しい状況だということもここでお話をして、「社協さんも大変なのだね」ということを共有しました。

社協の法人後見の受任要件もまだまだ知られていない状況の中でやっていると思っています。改めて言いますと、社協だからこそ受けた方がいいというケースは、法人後見で受けた方がいいと思っています。もちろん区長申立であり、関係機関との調整がより必要な場合に、社協はネットワークがあるので受任要件として考えているのですが、何でも受けるのではなく、専門職の先生たちが整えていただいたことを市民後見人にリレー形式で渡すように、関係機関として一緒に「これは社協が適切だね」と話し合いながら、将来的にはNPOの方が受けたものを応援できたらいいなと考えています。社協職員がプレイヤーになるよりは、コーディネーターになった方がいいのではないかと考え

ていますが、今はプレイヤーになって、金融機関に3時間ずっといて待っているとか、 まだまだ理解が深まらず難しいところです。

一番言いたいのは、中核機関と法人後見を受けるにあたり、4人職員を増員しないとできないと言っていたにも関わらず、2人しか増員できない中で評価がAという状態までもっていったのは、職員たちの頑張りだと思っています。

部会長 多岐の問題がたくさんありましたけれども、いかがでしょうか。

副部会長 この計画の中に「社協等による法人後見の実施」という、この「等」の部分が練馬区で認識されているかどうか、そこが聞きたかったのですね。

社協が今フル回転しているのはよくわかっているのです。だからこそ、この「等」という一文字を区が認識するかどうかは、この計画の大事なところだと思うのです。ぜひ、そういった意識を持っていただいたらありがたいなと思います。

部会長では、それらを踏まえてよろしくお願いします。

管理課長 今おっしゃっていただいたとおり、社協等による法人後見の実施というところで、NPO法人等様々な担い手がいらっしゃる状況を社協さんだけに把握させるということではなくて、区としてもしっかりと状況をつかんで、このNPO法人との懇談会にも参加させていただいて意見交換ができればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、人員に関するお話もいただいたところですが、昨年来コロナの関係もありまして、財政状況が厳しい状況があります。そういう中で様々工夫をしていただいて、取組評価がAだったと認識しています。

今後の先行き、見通しは明るくないところではありますけれども、区としても社協さんと知恵を出し合いながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと考えております。

部会長 ありがとうございました。中核機関も地域包括支援センター以上に、理念的なことはすばらしいのですが、人が動かしていく組織でもありますし、実際どのように動かしていくのかというところですね。逆にこういうところをしっかりさせていくと、成年後見できてから何十年もたつのですけれども、全国的にはまだまだ十分な理解が得られていない中で、後見人の方や利用者、区民だけではなく、様々な人々がそこで理解を促進することによって、より浸透していくのではないかと思います。強弱をつけていただきながら、ぜひ区には財務の方ともよくご相談いただくということをお願いできたらいいのではないかと思います。他の委員の方、いかがでしょうか。

部会員 資料4-3の地域福祉権利擁護事業等の実施ですが、令和6年度末の目標が、地域福祉権利擁護事業が188人、財産保全が50人と掲げられているのですが、現状が160人ぐらいと30人ということで、多分それでも社協さんは大変だということを聞いておりますので、目標をこれだけ掲げるということは、人員についてどのように考えていらっしゃるのかなと。

部会長 いかがでしょうか。

管理課長 体制については、非常に重要な部分だと思っております。

地域福祉権利擁護事業については、東社協の事業でもありますので、区だけで人員体

制をどうこうするのはなかなか難しい部分があります。関連するところで権利擁護センター全体の人員という部分もあると思いますので、所管としてはできる限り体制をつくっていくということは考えております。

ただ、すぐにそういう体制になるかどうかは、なかなか難しいところがあると思うのですが、財政部門ともしっかり話をしていきたいと思いますし、今後も現状を把握させていただいて、よりよい体制にしていければと考えております。

部会員 ありがとうございます。法人後見の要件に、地域福祉権利擁護事業の利用者からという要件があったと思うので、そこの体制を整えていくと、いずれ法人後見にもつながるのかと思いました。

部会長 この問題は市民後見人の部分にも関係するところでもありますので、ぜひ本 日の議事録にもきちんととどめていただいて、引き続きお願いしたいと思います。

ほか、ご質問よろしいでしょうか。

部会員 資料4-2の最後の部分に、被後見人を支援する法人後見支援員の養成やマニュアルの整備を行うと書いてありますが、これはどのような事業でしょうか。

部会員 先ほど市民後見人養成のところで、やる気のある方たちがたくさんいらっしゃると話しましたのが、なかなか受任数が少ないということもあって、やる気・モチベーションをどう捉えるか、そこからではないのですが、法人後見を行うにあたって、職員だけでは非常に厳しい状態の中、法人後見支援員という形で市民後見人として養成された方たちが活躍する、第一歩が始まったという感じです。

部会員 市民後見人が後見人を支援すると。

部会員 業務も似ているところや少し違うところもあるので、混乱をしながら一緒につくっていっているという形があるので、マニュアルも必要ということになり、その整備も行っていきたいと考えています。

部会員 わかりました。私の息子の入所施設では家族会で後見ができないかと検討委員会を作りましたが、運営や予算等の難しい部分があり、止まっています。そういう部分も行政や社協の方が今後入ってくれるとうまくいくのかなと思ったりしますし、ただ難しいとは思うのです。

どうしても施設にいると、施設で後見ができないかと言い出す方もいるのですが、もちろん利益相反だからできないのですね。基本的にはできないのですが、ただ子どものことを一番よく知っているのは施設の方だというプライドもあるので、その辺が難しいかと思います。

ただ、去年社協の講演会で講師の先生がお話されていましたが、後見人が全てを決めてしまうということではなくて、本人の意思決定はこれから大事な課題になってくる。本人が言葉で充分な意思表示が難しい場合、家族や普段関わっている人、そういう方々がみんなで集まって今後の方針を決めていくことが非常に大事だと思うのですね。

色々な会議をされていますが、本人のためのケース会議というのをきちんと開いて決めていかないといけないと思います。

部会長 ありがとうございます。これは中核機関においても、地域連携ネットワーク がなぜ大事かというと、ご本人の意思決定支援という部分も含めて、多角的な観点から アプローチをしていくことだと思います。

練馬も色々な多方面から実践を積み重ねていらっしゃると思いますが、そういったことを進めていく、ますます充実をしていく方向にいきたいと思っております。他はよろしいですか。

部会員 1点お願いがあるのですけれども、地域包括の部分で、なかなか現場のレベルが上がらないというお話がありましたが、社会福祉士でぱあとなあの研修を受けている、受任できる体制になっている方が地域包括の中にもいるのです。地域包括の社会福祉士の方に「何とか受任してもらえないか」という話をすると、副業禁止と言われてしまう。法人のところで副業禁止と言われると職員はできませんから、せっかく力があるのに活かせない。できれば地域包括の方も受任できれば、もっと区全体の後見もうまくいくようになると思うのです。

区の地域包括には、色々な法人が入っているのですが、本業がおろそかにならない程度に、社会福祉士の資格を活かせるようになればいいなと思っております。

高齢者支援課長 先ほど地域包括の役割をお話させていただきましたが、これからブラッシュアップしていかなければいけない、底力を上げていかなければいけないと申し上げたとおりです。

ただ、ぱあとなあの研修を受けて、できる職員がいるからそこでやってしまうというのは難しい。全員が全員できるわけではないですし、組織として成年後見や権利擁護全体の役割を決めた時に、たまたまそういう人がいるからそこで解決できるということは、現実的には難しいと思います。

組織として地域包括・総合福祉事務所の高齢者支援係・社協さんの役割をそれぞれ進めていくことが大事なのではないかと思っています。

まずは、全体の役割分担、それぞれの役割を果たせるようにして、底上げをしていければと考えています。

兼業というのは難しいですけれども、ご理解いただきたいと思います。

部会長 他はよろしいですかね。では、今後の開催スケジュールについてお願いします。

事務局 では、資料5をご覧ください。地域福祉計画推進委員会の開催スケジュール について。福祉のまちづくり部会、権利擁護部会のところですが、権利擁護部会は本日 11月15日開催いたしまして、2回目は3月中旬を予定しております。

親会は、12月に書面報告を行いまして、3月に第2回目を行います。

一番下、庁内検討委員会。こちらは区内部の関係する部署の部課長で構成した委員会 になりまして、実施状況の把握等を行い、計画に反映していく委員会になります。

部会長では、次回の日程も含めてお願いします。

事務局 次回の日程は、次第7番に記載しております。今のところ3月14日に開催できるかと考えております。改めてご案内させていただきます。

部会長 では、全体を通じて、何かありましたらお願いします。(なし) ほぼ定刻どおりの終了となりましたので、最後に副部会長からお願いします。

副部会長 次期の国の利用促進基本計画がだんだん見えてきておりまして、その中で、

地域共生社会の充実というものも入ってくると聞いています。重層的ネットワークを使って地域共生社会をもう少ししっかりとやっていくという考え方が出てくると聞いていますので、そういう意味でも地域福祉計画に縛られずに、もっと大局的な考え方もあった方が、ゆくゆくは色々なものに振り回されないということになると思いますので、そういった視点もお持ちいただけるとありがたいなと思います。

部会長 ありがとうございました。それでは、皆様のご協力をもちまして、本日は非常に重要な幾つかの点もご指摘いただきました。こちらを基に、この権利擁護部会を充実・強化の方向で進めてまいりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。